

西川 徹矢

西川 徹矢

独立性に関する宣言書

本書は、2023年6月21日開催予定のフジテック株式会社第76期定時株主総会における社外取締役の候補者としてご審議いただくための検討資料として、候補者である私が真に独立性を有することの証として作成するものです。私は、本書の内容が株主の皆様に開示され又はその他の方法で公開されることを了承しています。

私は、以下に記載の各事項がいずれも真実に相違ないことを表明し、取締役に選任された際には、引き続き、以下に記載の各事項を維持・遵守することを誓約します。

内山家から独立しています。

提案株主である株式会社ウチヤマ・インターナショナル、その代表である内山高一氏、その近親者又は関係会社との間に、現在又は過去において金銭の支払いを含む一切の利害関係はなく、一切の合意、約束、指示等もありません。提案株主からは、内山家を含む特定の株主に忖度することなく、全ての株主の利益のために独立して活動することのみが期待されています。

特定の株主からの付託は存在しません。

口頭であるか書面であるか、また、明示であるか黙示であるかを問わず、いかなる意味においても、また、個人、法人、ファンド等の主体の属性にかかわらず、特定の株主、役職員、団体その他の者からの付託を受けておらず、それら特定の者の利益を代表するものではありません。

会社及び株主のために忠実に職務を全うします。

全ての株主様から委託を受けた者として、特定の株主その他の関係者の利益に傾倒することなく、フジテック株式会社の企業価値の向上及びガバナンスの維持を目的として、如何なる時も株主共通の利益のために忠実に職務を執行します。

独立性基準を充足しています。

会社法が定める社外取締役の要件はもちろん、東京証券取引所が定める独立役員のための独立性基準、また、フジテック株式会社が定める独立役員選任基準についても、全て充足しており、添付に記載のいずれの事項にも該当しません。また、ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）が定める、独立性基準についても充足しています。

東京証券取引所 独立役員の確保に係る実務上の留意事項（2022年9月改訂版）
www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/tvdivq000008o74-att/nlsgeu000006lplx.pdf

独立性基準について

- A 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- D 最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた者
- E 就任の前10年以内のいずれかの時ににおいて次の(A)から(C)までのいずれかに該当していた者
 - (A) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (B) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (C) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- F 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (A) AからEまでに掲げる者
 - (B) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (C) 上場会社の子会社の業務執行者
 - (D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - (H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

フジテック株式会社 独立役員選任基準

http://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/8669/230410_6406cg.pdf

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b)
 - ① 議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
 - ② 当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c)
 - ① 当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
 - ② 当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
 - ③ 上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
- (g)
 - ① 当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
 - ② 上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
 - ③ 上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

問合せ先：株式会社アドバンス・アソシエイツ（〒107-0052 東京都港区六本木一丁目二番地）

2.6 独立の基準

取締役会は、いかなる外部からの影響も受けずに判断を行うことができると取締役会が認めた独立した取締役の氏名を年次報告書に記載すべきである。判断に関わるような関係や状況が存在するにもかかわらず、その取締役が独立していると判断する場合には、その理由を開示すべきである。かかる関係や状況には以下のものが含まれる。

八月四日付の内閣府の内閣府令第10号「監査役等の選任並びに監査役等の監査権並びに監査権の行使に関する規則」

- a) 会社またはその子会社で幹部として勤務してきたか、現在勤務しており、かかる雇用の終了と取締役への就任までの適切な期間が確保されていない場合
- b) 会社またはその子会社に重要な専門的役務または契約に基づいた役務を提供している事業者においてパートナー、取締役または上級職員である場合、または、ある程度の期間そうであった場合
- c) 取締役としての報酬とは別に会社から追加の報酬を受けたか、現在受けている場合、または会社のストックオプション制度、業績連動型報酬制度に参加しているか、会社の年金制度に参加している場合
- d) 会社の相談役、取締役または経営幹部のいざれかと密接な家族関係を有していたか、現在有している場合
- e) 相互就任関係(cross-directorship)、他の会社や団体を通じて他の取締役と重要なつながりをもっている場合
- f) 会社の主要な株主であるか、または会社の主要な株主(団体)の役員や、これに関連する場合
- g) (一部の) 少数株主や政府の代表者として指名された(実質)名義取締役(nominee director)であったか、現在ある場合
- h) 独立性が損なわれるほどの期間、会社の取締役である場合。独立性を自動的に失効させる明確な年限は特定できない。非業務執行取締役の独立性が失われたと見なされる期間は法域によって異なっており、8~12年とばらつきがある。自国の基準に従うべきではあるが、就任期間の長い取締役は、独立性を前提とする委員会への就任やその他の取締役会機能の点においても独立していると見なすべきではない。

西川 徹夫